

平成 24 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（**新設**・拡充・延長）

（金融庁）

制 度 名	個別評価金銭債権に係る貸倒引当金の損金算入割合の引上げ				
税 目	法人税				
要 望 の 内 容	<p>借手が民事再生・破産等の法的手続に入った場合の個別評価金銭債権に係る貸倒引当金の損金算入割合を引き上げること</p> <table border="1" data-bbox="874 808 1489 936"> <tr> <td data-bbox="874 808 1219 936">平年度の減収見込額 (制度自体の減収額)</td> <td data-bbox="1219 808 1489 936">— 百万円 (— 百万円)</td> </tr> </table>			平年度の減収見込額 (制度自体の減収額)	— 百万円 (— 百万円)
平年度の減収見込額 (制度自体の減収額)	— 百万円 (— 百万円)				
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的</p> <p>一定の個別評価金銭債権に係る貸倒引当金の損金算入割合を、債権毀損の実態を踏まえて引き上げることにより、繰延税金資産の発生抑制により金融機関の自己資本の質の向上を図ることを通じて、より強固な金融システムを構築すること。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>現行制度上、会計と税務の貸倒損失計上の時期には大きな差異が存在し、税務上損金算入が認められる貸倒れに係る償却・引当の範囲は極めて限定的となっている。特に、借手が民事再生・破産等の法的手続に入った場合の個別評価金銭債権に係る貸倒引当金の繰入限度額（回収不能見込額）は、債権額から担保回収可能額を差し引いた額の 50%と定められているが、実態を見ると、法的手続に入った場合、最終的にはほとんどが回収不能となっている。</p> <p>金融機関は、会計上の貸倒引当金のうち税務上損金算入できないものの一部を繰延税金資産として資産計上しているが、繰延税金資産は自己資本としては脆弱である点が指摘されている。本要望により、繰延税金資産が減少し、一方で税額の減少を通じて純資産が増加することによって、金融機関の自己資本の質の向上に資する。より強固な金融システムを構築するためにも、実態と乖離した税務上の貸倒引当金の損金算入割合を見直すことが必要。</p>				

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政策体系における政策目的の位置付け	I-2. 金融システムの安定が確保されていること
		政策の達成目標	金融機関の自己資本の質の向上を図ることを通じて、より強固な金融システムを構築すること。
		租税特別措置の適用又は延長期間	恒久措置とする
		同上の期間中の達成目標	(政策の達成目標と同じ)
		政策目標の達成状況	新設要望のため、該当せず。
	有 効 性	要望の措置の適用見込み	現在、借手が民事再生・破産等の法的手続に入った場合に50%の損金算入規定を適用している会社を対象となるため、金融機関を中心として適用が行われる見込みである。
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	本要望により、金融機関が貸倒引当金に関して計上している繰延税金資産が減少し、一方で税額の減少を通じて純資産が増加することによって、金融機関の自己資本の質の向上につながる。
	相 当 性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし
		予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	なし

		要望の措置の妥当性	本要望は、貸倒引当金の損金算入割合を、債権毀損の実態を踏まえたものとするものであり、実態に応じた課税上の取り扱いを行うものであることから、適切な課税の見地からも理解を得られる措置である。また、金融機関の自己資本の質の向上を通じて、政策目的である金融システムの安定確保に資するものである。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	新設要望のため、該当せず	
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	新設要望のため、該当せず	
	前回要望時の達成目標	新設要望のため、該当せず	
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	新設要望のため、該当せず	
これまでの要望経緯	平成 15 年度改正から要望している。		